

計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 国の取組

核家族化や高齢化の進展、ライフスタイルの変化、価値観の多様化、食品・流通業界等の変革により食生活が変化・多様化する中、生活習慣の乱れからくる肥満、糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、一人で食事を摂るいわゆる「孤食」の問題など、食をめぐる諸問題への対応の必要性は増しているといえます。このため、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた様々な食育の取組を通して、食の大切さを感じとり、生涯を通して心も体も元気でいきいきと暮らしていくための力を身につけていくことが求められています。

これらの様々な食に関する課題に取り組み、解決していくため、平成 17 年 6 月に「食育基本法」が成立し、この法律に基づき、「食育推進基本計画」（第 1 次計画：平成 18 年度から 22 年度）が策定されました。その後見直しが行われ、現在、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を期間とする「第 4 次食育推進基本計画」が推進されています。この計画から課題をみると、重要課題としての、若い世代への食育、健康寿命の延伸、食品ロスの削減、食文化の継承などは変わっていませんが、新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな日常」やデジタル化への対応、SDGs の観点などが新しい視点として盛り込まれています。

(2) 滋賀県の取組

滋賀県では、平成 19 年 6 月に「滋賀県食育推進計画」（第 1 次計画）を策定し、食に関わる様々な機関において食育事業が実施されました。しかし、食をめぐる健康の課題は依然として多く、総合的かつ計画的に食育を推進するため、計画の見直しが行われ、現在、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間を期間とする「滋賀県食育推進計画(第 4 次)」が推進されています。「誰もが自分らしく幸せを感じられる『健康しが』の実現～食で育み誰もが元気でこころ豊かに暮らす滋賀の食育～」を基本理念として、「健康」「環境」「協働」の 3 つの視点で食育が進められています。

◆第4次食育推進基本計画(国)における現状・課題、重点事項と関連する主な取組

食をめぐる現状・課題

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| ○生活習慣病の予防 | ○地球規模の気候変動の影響の顕在化 |
| ○高齢化、健康寿命の延伸 | ○食品ロス(推計)612万トン(平成29年度) |
| ○成人男性の肥満、若い女性のやせ、高齢者の低栄養 | ○地域の伝統的な食文化が失われていくことへの危惧 |
| ○世帯構造や暮らしの変化 | ○新型コロナによる「新たな日常」への対応 |
| ○農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少 | ○社会のデジタル化 |
| ○総合食料自給率38%(令和元年度) | ○持続可能な開発目標(SDGs)へのコミットメント |

重点事項と関連する主な取組

重点事項【国民の健康の視点】 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進 ・子供の基本的な生活習慣の形成 ・学校、保育所等における食育の推進 ・健康寿命の延伸につながる食育の推進 ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進	重点事項【社会・環境・文化の視点】 持続可能な食を支える食育の推進 ・食と環境の調和 ・農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化 ・日本の伝統的な和食文化の保護・継承
重点事項【横断的な視点】 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進 ・「新たな日常」においても食育を着実に実施し、ICT等のデジタル技術を有効活用して効果的な情報発信を行うなど、新しい広がり創出するデジタル化に対応した食育を推進(デジタル化に対応することが困難な高齢者等に配慮した情報提供等も必要) ・自宅で料理や食事をすることも増えており、食生活を見直す機会にもなることから、食に関する意識を高めることにつながるよう食育を推進 ・「全国食育推進ネットワーク」を活用し、最新の食育活動や知見を食育関係者間で情報共有	
これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進	

◆第4次食育推進基本計画（国）と滋賀県食育推進計画（第4次）の構成

第4次食育推進基本計画（国）	滋賀県食育推進計画（第4次）
計画期間：令和3～7年度（5年間） 【第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針】 ◇重点事項 (1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進 (2) 持続可能な食を支える食育の推進 (3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進 【第2 食育の推進の目標に関する事項】 ◇食育の推進に当たっての目標 ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす など 【第3 食育の総合的な促進に関する事項】 1. 家庭における食育の推進 2. 学校、保育所等における食育の推進 3. 地域における食育の推進 4. 食育推進運動の展開 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等 6. 食文化の継承のための活動への支援等 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】 ・多様な関係者の連携・協働の強化 など	計画期間：令和6～11年度（6年間） 【基本理念】 誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現 ～食で育み誰もが元気でこころ豊かに暮らす滋賀の食育～ 【3つの視点】 「健康」「環境」「協働」 【施策の展開】 1. 子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進 (1) 家庭における食育推進 (2) 学校、保育所等における食育推進 (3) 地域、企業等における食育推進 (4) 多様な暮らしに対応した食育推進 (子ども食堂・地域食堂、支援を必要とする家庭) (5) 豊かな高齢期のための食育推進 (6) デジタル化に対応した食育推進 (ICT・デジタル技術の活用、食育アプリなど) 2. 持続可能な食を支える環境の整備 (1) 地域の食文化の継承と創造 (新たな時代に対応した食文化の創造、食品ロス) (2) 地産地消の推進 (3) 生産者と消費者の交流促進 (4) 環境に配慮した食育推進 3. 県民との協働による食育運動の展開 (1) 食育推進体制の整備 (2) 食育推進活動者の育成・支援 (3) 食育推進運動の普及・定着

(3) 栗東市の取組

本市においては、平成22年3月、すべての市民が健康な心身を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、「栗東市食育推進計画」（第1次計画、平成22～26年度）を策定し、市民および食育に関わる関係者が連携して食育を推進してきました。特に子どもとその保護者への食育を重点的に取り組むこととし、各コミュニティセンターや健康推進員による料理教室、離乳食講座など子育て支援のための事業、各園における野菜栽培やクッキング活動、各学校におけるたんぼのこ事業や自分でお弁当をつくる活動、さらには学校給食共同調理場における特別給食と食に関する指導、ふれあい料理教室など部署ごとに様々な取組を進めてきました。さらに、平成27年3月に第2次計画（平成27～31年度）、令和2年3月に第3次計画（令和2～6年度）を策定し、重点的な取組を定めて進めてきました。

令和6年度に第3次計画が目標年度を迎えることから、第3次計画の評価を行うとともに、上記に示した動きや新たな課題について検討し、第4次計画を策定することとしました。

◆第3次栗東市食育推進計画

基本的な考え方

基本理念

おいしくたのしく食べて
心も体も健康に！

基本目標



「つづける」「つながる」
「つくる」の連環

食育推進の取り組み

つづける 健康的な食生活を続ける

みんなの取組

- ◆野菜料理を一皿増やそう
- ◆早寝早起き朝ごはん

取組・事業

- ★食育講座
- ★食に関する指導（小中学校）
- ★食育栄養講座 など

つながる 食を通したつながりを意識し感謝の心を育む

みんなの取組

- ◆食事を通してコミュニケーションをはかろう
- ◆地域の食材を知ろう

取組・事業

- ★特別給食と食に関する指導（小学校）
- ★学校給食残さい率の追跡と啓発
- ★地域集い場づくり推進事業 など

つくる 体験を通して食への関心を深める

みんなの取組

- ◆農業の体験をしよう
- ◆料理をする機会をつくろう

取組・事業

- ★栽培活動
- ★ふれあい料理教室／親子料理教室
- ★栗東100歳大学「農楽部」 など

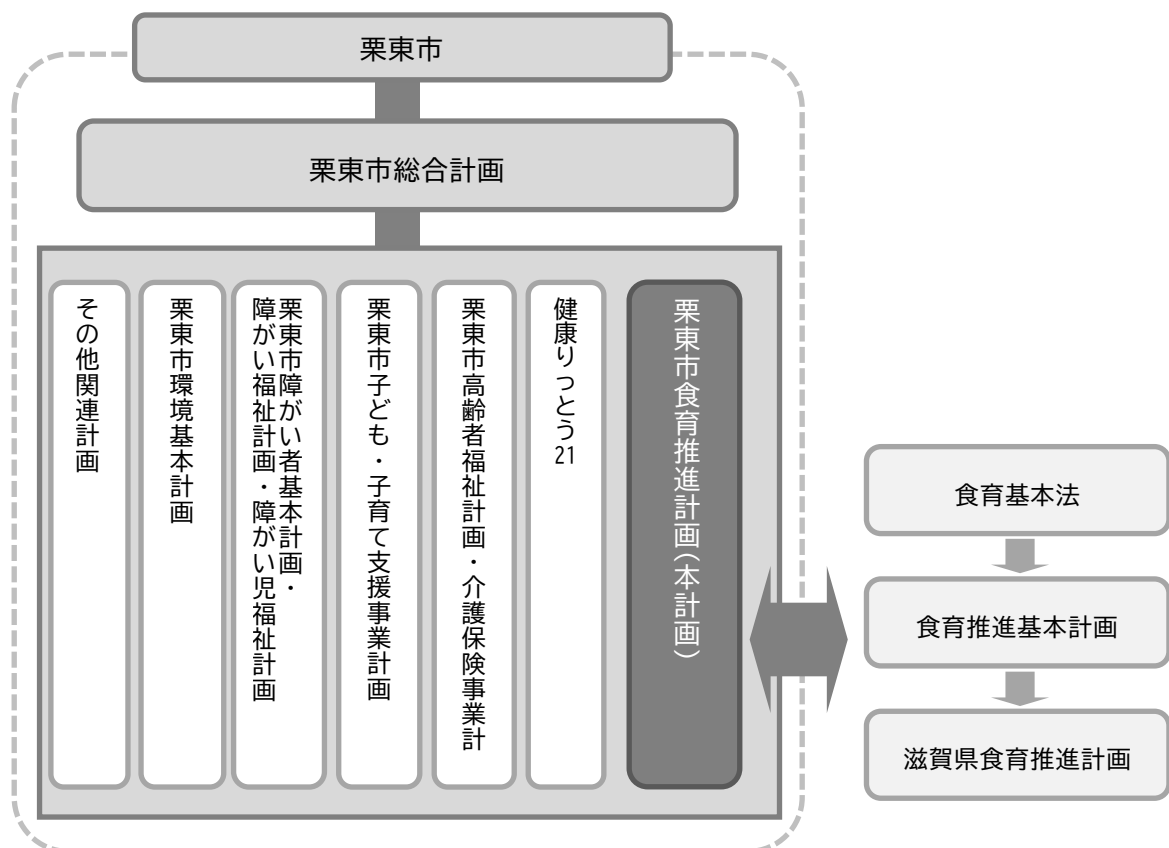
2 計画の位置づけと計画の期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」です。市民が様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することにより、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、食育に関する施策を総合的に推進するためのものです。

この計画は、国や滋賀県の計画を勘案しつつ、「栗東市総合計画」を上位計画とし、「健康りっとう21」「栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」など市の関連計画との調整を図りながら策定しました。

◆計画の位置付け



(2) S D G s の考え方

S D G s は、持続可能な社会を世界レベルで実現するために、平成27（2015）年9月に国連で合意された世界共通の目標です。17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成され、2030年を年限に達成を目指しています。この目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであり、本市の最上位計画である栗東市総合計画においても、S D G s はあらゆる施策の土台となる「人権尊重」や「協働」等、これまで本市が取り組んできたまちづくりと考え方を共有しており、その考え方を積極的に取り入れていくとしています。

この計画では、17の目標のうち、主に次の目標が関連しています。

	目標1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
	目標11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
	目標12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
	目標15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

さらに、滋賀県においては、「琵琶湖版のS D G s」としてM L G s（マザーレイクゴールズ）を設定しており、県計画では、13の目標のうち、⑨生業・産業に地域の資源を活かそう、⑩地元も流域も学びの場に、⑬つながりあって目標を達成しよう、に貢献するとしており、本市においてもこの考え方を踏まえていきます。

(3) 計画の期間と見直し

この計画の期間は、令和7年度～11年度の5年間とします。なお、計画の見直しは、健康りっとう21の中間見直しに合わせて一体的に行い、令和12年度以降は食育推進計画の内容を健康りっとう21に組み込み、一つの計画とします。

◆計画の期間

区 分	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
第4次食育推進計画																
第3次健康りっとう21																

図表説明: 第4次食育推進計画は令和2年から令和11年までの期間に実施され、第3次健康りっとう21は令和2年から令和17年までの期間に実施される。令和10年度と令和11年度の期間が両計画に重複している。この重複期間には「中間評価と見直し」の注釈があり、矢印が示す通り、第4次食育推進計画の期間が第3次健康りっとう21の期間へと統合される。統合後の計画は令和12年度から令和17年度まで継続する。

3 計画の策定体制

(1) 第4次栗東市食育推進計画策定会議

各方面の幅広い意見を計画に反映させるため、学識経験者、医療・保健・栄養・農業・教育等関係者、一般公募等で構成する「第4次栗東市食育推進計画策定会議」を設置しました。

(2) 栗東市食育推進計画事務局会議

この計画は、幅広い分野に関連することから、本市の関係各課との調整を図り、全庁的に検討を行うため「栗東市食育推進計画事務局会議」を設け、現状・課題の把握、計画案の作成等を行いました。

(3) ヒアリングの実施

計画策定にあたり、市内の食料品を販売しているスーパー、コンビニエンスストアを対象として、食や食育に関して企業、店舗が進めている取組や、感じている変化・課題等をお聞きし、計画策定の参考資料を得ること等を目的として、ヒアリングを実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

審議された計画案について、広く市民からの意見を聴取するために令和6年12月23日から令和7年1月20日までパブリックコメントを実施しました。